

令和４年度第１回入札監視委員会の審議概要

開 催 日 時 令和５年６月６日（火）午前９時３０分から正午まで
 場 所 庁舎２階 ２０２大会議室
 出席委員氏名 田中 幸輔 委員長
 椎屋 恵美 委員
 奥村 高史 委員
 犬童 祐子 委員
 藤原 淳史 委員
 審議対象期間 令和４年１０月１日～令和５年３月３１日
 対象工事件数 ５８本
 抽出審議案件 ５本

質 問	回 答
抽出審議工事 １ 小さで川河川浚渫工事 （１）工事の設計と実際の工事では、数量が大きく違ってきています。設計業者が測量設計をしたのが令和３年度で、工事の発注が令和４年度になっていますが、この工事をするのが前提の測量ではなかったのでしょうか。 （２）全部の河川をされたのですか。 （３）災害のあったところを計測したデータがあって、そのデータをもとに今回の工事の設計を委託されたのでしょうか。 （４）大幅な設計変更となっていますが、実際に工事を発注する前に、設計の見直しはできなかったのでしょうか。	報告事項について 入札・契約の手続きの運用状況の報告について （事務局から入札・契約事務の経過について説明する。） （１）人吉市が管理する河川について、令和２年７月豪雨で河川内に土砂が流出、流入しているところがあって、河川断面の確保が必要だということで、堆積の状況の調査、測量と設計を行っています。その設計に基づいて、この工事を発注しています。 （２）いくつかの河川を行っています。 （３）令和３年度に行っているのは、まず堆積の状況を調査して、その中で特に必要な部分、土砂の浚渫が必要な部分について測量と設計を行っています。 （４）令和３年度に、河川の堆積状況調査と、必要な箇所の測量設計を行っています。その設計に基づいて、３か年、５か年計画で河川の浚渫工事を行っているところです。その後、大雨や台風の発生状況によって、河川内の断面形状に変化が生じ、当初設計から大幅

(5) 工事施工業者から、実際にしてみたらこれだけありましたという報告で設計変更されるのですか。 (6) 土砂運搬について、変更設計でダンプトラックから不陸運搬車に変更されていますが、当初からわからなかったのでしょうか。 (7) 指名業者について、隣接する県工事の施工業者のA 1等級業者を、A等級業者のほかに指名されていますが、結果として県工事の施工業者が落札されています。そもそも随意契約にするという話にはならなかったのでしょうか。	な変更となりました。工事を進めるなかで、実際の状況がわかってくる部分もあるため、設計の見直しは行いませんでした。 (5) 業者と私どもと一緒に測量成果について確認して、それだけ取らないと河川断面を確保できないということで設計変更しています。 (6) 当初の想定では、バックホウ等で敷きならしていきながらダンプトラックで走行する計画でしたが、実際に工事をしていく中で、川石が表面を覆っていて、その下に巨石が埋もれていたりと見えていなかった部分が出てきたことで、不陸運搬車による運搬を追加しました。 (7) 基本的には競争入札が原則で、事案によっては競争入札に適さない場合に随意契約という形で認められていますので、可能であれば入札にかけているところです。今回、県工事の仮設道路を共有するところがあったので、県工事の施工業者を指名選定しておりますが、この業者はA 1等級でした。市でも経験のない浚渫工事ということもあって、実績のある業者を含め、A等級の業者と競合していただくということで指名選定しております。
抽出審議工事 2 下林願成寺線車道舗装工事 (1) 変更契約について。用地買収できていなかった部分は道路内だけですか。 (2) 資料の工事概要に記載がありませんが、歩道と車道の工事は同時期に進められていたのでしょうか。	(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。) (1) 用地買収したその大部分は歩道にかかっていましたが、歩道については別工事で進めていました。 (2) はい。車道舗装の部分と歩道舗装の部分で工事が分かれています。今回、入札監視委員会の対象工事は車道舗装の工事が該当

(3) 通常は道路は一体的な発注をするかと思うのですが、ここでは舗装だけを後から発注したということですか。 (4) 歩道舗装と車道舗装のどちらの工事も同じ業者がされていますが、同じ業者だから同時並行して工事が進めることができたということはあるのですか。 (5) 歩道の工事だけでなく、車道の工事もしないといけない理由があったのでしょうか。 抽出審議工事 3 人吉市庁舎建設屋外付帯工事（外構Ⅳ期） (1) 駐車場機器のバーキャッチャ撤去について。駐車場機器を撤去せずに、ゲートのバーを外すだけではいけなかったのでしょうか。 (2) 免震の側溝について。図面を見ると、東側と南側と西側にあるようですが。	しましたが、歩道舗装の工事については、前回の入札監視委員会の対象工事に入っています。 (3) 歩道舗装のほうが延長が長かったので先に発注して、最後に車道舗装をするということで進めました。 (4) 歩道と車道という形で工事を分けていたので、たとえ業者が違っていても問題はなかったかと思います。 (5) もともとの車道の舗装は、水をはじく舗装でした。今回の舗装は、排水性舗装といわれる、少しだけ浸透して、その浸透した水が側溝に流れるという舗装になります。 (事務局より入札・契約事務の経過について説明する。) (1) 駐車場入口のゲートについては、当初、二輪車は別の入口を通る方から入ることを想定しており、自動車だけが通る想定をしていました。ところが、二輪車の入口がわかりにくかったため、二輪車で来庁される方もゲートを通られていました。そこで、ゲートを通りやすくするため、バーの先端を二輪車が通る幅に短くしまして、バーが短くなったことで精算機の反対側に設置していたバーキャッチャが不要となりましたので、ガードパイプと一緒に撤去し、二輪車の通路を確保いたしました。 (2) はい、北側の溝はありません。北側は、地盤の高さが他より1メートルぐらい高く、躯体が浮いているような状態ですので、溝は設けていませんが、北側に対しても動く構造にはなっています。
--	--

(3) 最初に大きな外構工事があって、新庁舎の運用を始めた後でちょっとした工事が出てきたということだと思うのですが、これがその1回目ということですか。

抽出審議工事 4

西瀬コミュニティセンター新築建築工事

(1) 契約金額が1億5千万円以上だと議会の承認がいますか。

(2) 西瀬コミュニティセンターがあったところは水害で浸水したけれども、県道は浸水しなかったんですね。

(3) 建物を建てる前に、かさ上げしているのですか。

(4) 今工事中だと思いますが、今後、変更契約はありそうですか。

(5) 価格調整は、国からの指針が出ているんですか。

(6) コンクリートだけでなくほかの資材についても指針が出ているのですか。

(3) 全体で4期にわかれていまして、一番大きな工事が2期となります。外構工事は、本体工事と時期をずらして行う必要がある場所等がありましたので、4期に分けていました。この工事はその最後の4番目になります。

(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)

(1) 市の条例で、議会の議決に付さなければならない契約が、予定価格1億5千万円以上の工事または製造の請負となっています。

(2) はい、もともとの敷地は、60cmから70cm、県道より低くなっていましたので、浸水しました。県道側の高さになると、水は来てなかったという状況でしたので、県道側と同じレベルまで敷地をかさ上げして造成しています。今般の水害には対応できるとの判断をしています。

(3) もともとの敷地が狭かったので、敷地を拡張する工事とかさ上げする工事を令和4年度に実施しています。

(4) 今、建築資材の価格高騰で、コンクリート1m3あたり千円から二千円上がっています。これからコンクリート工事を実施しますので、価格調整をしていく必要があると考えています。

(5) 国土交通省が、急激な価格変動に対する対応策として、指針を出しています。

(6) 従来の資材や、労務単価などすべての項目において、急激な物価高騰に対する対応策として指針が出されています。

抽出審議工事 5

土手町配水管改良工事

（１）他の部局は設計をコンサルに委託されていますが、水道局の場合は、職員が設計されるのですか。

（２）変更内容で、下水道管が出てきたため上越しされたとのことでしたが、水道局の職員が設計してるなら過去のどこの路線でこの工事をしたという図面があると思います。図面はどのくらい保存されているのでしょうか。図面があるなら掘る前からわかるのではないのでしょうか。

（３）こういう工事は耐久性を考えて毎年場所を決められているのでしょうか。

（事務局より入札・契約事務の経過について説明する。）

（１）大きい工事になると、コンサルに委託しますが、このくらいの管路の工事では基本は職員が設計します。

（２）上水道の図面はありますが、ここに出てきた下水道の配管が、昔の医療センターの排水管でしたので、こちらでは全くわからないものでした。図面については、現在、マッピングシステムという水道の管路網図が書いてあるシステムがありますので、各年度、この工事はこの区間をしたというデータは残してあります。

（３）毎年度計画を立てて、古い路線等を加味しながら工事を行っています。